種	類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘	要
基盤地図情報	行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、建築物の外周線、市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	平成22年	（注１）	2500レベル以上	標高点は独立標高点のみ	

備考　地図の刊行日　平成22年12月１日

上記の基盤地図情報は、測量法第27条２項及び地理空間情報活用推進基本法第18条２項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。

（注１）

全域：

茨城県：笠間市

千葉県：千葉市

岐阜県：岐阜市、関市、中津川市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、山県市、瑞穂市、下呂市、垂井町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町

愛知県：幸田町

奈良県：三宅町、田原本町、上牧町

一部：

栃木県：宇都宮市

福井県：福井市

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９８３号

札幌市豊平区月寒西２条７丁目２番50―505号

債務者　佐藤久美子（旧姓加藤）

1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　日笠　倫子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午前11時

5　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４４６号

札幌市北区北13条西３丁目２番１―604号

債務者　北口　房子

1　決定年月日時　平成22年11月15日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９１２号

大阪市生野区勝山北１丁目14番８号

債務者　柏田　博宣

1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　奥田　愼吾

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１８号

神戸市長田区駒ケ林町４丁目２番12号

債務者　泉　　富雄

1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡田　知之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１９号

神戸市長田区駒ケ林町４丁目２番12号

債務者　泉　　絹子

1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岡田　知之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３０号

神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地61棟1404号、従前の住所兵庫県伊丹市寺本４丁目77番地

債務者　安田　勝彦

1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　山樹　浩一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時

5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２３号

広島県安芸郡府中町浜田本町５番50号　黒神荘206

債務者　江木　里志

1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　原　　晃志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午後３時

5　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８０号

三重県尾鷲市賀田町832番地１

債務者　仲　　守

1　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　村瀬　勝彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８１７号

さいたま市大宮区上小町318番地　新藤マンション203

債務者　原口　裕二

1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高橋　　徹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後３時45分

5　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号

兵庫県たつの市龍野町島田731番地15

債務者　ドリームオートタケモトこと　竹本　英隆

1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小川　政希

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後４時30分

5　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第９５５号

兵庫県宝塚市社町５番３―702号

債務者　達川正文こと　徐　　正文

1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　酒井　　浩

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月３日午前10時

5　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４９号

埼玉県熊谷市桜木町１丁目81番地２

債務者　金井　隆明

1　決定年月日時　平成22年11月15日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊地　陽一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部